

第3 費用の負担

1 負担金の意義

基金の業務に必要な費用は、地方公共団体等が負担金として納付することとされています。基金は地方公共団体等に代わって補償業務を行う機関であり、これに要する費用は、本来の補償義務者である地方公共団体等が負担することとされたものです。

2 負担金の種類

負担金には、普通負担金と特別負担金とがあります。普通負担金は、療養、傷病、障害、遺族、葬祭及び被災後3年を超える休業補償費等に充てられるもので、特別負担金は、被災後3年間の休業補償費等に充てられるものです。両者は、それぞれ普通補償経理及び特別補償経理という別々の経理区分によって経理され、負担金の収納、補償の実施等に当たっては、それぞれ別立てで損益計算を行い、独立採算制に近い形で運用されています。

このように負担金の種類が2つに分かれているのは、療養のために休業する職員の生活保障をする方法として、当該団体が引き続き所定の給与を支給する場合と、団体が負担金を納付して基金が休業補償を行う場合とがあるからです。すなわち、給与を支給している団体は普通負担金のみを納付するのに対して、基金が休業補償を行っている団体は普通負担金に加えて特別負担金を納付することになります。

特別負担金を納付している団体は、業務規程で指定されており、その数は、都支部99団体（平成29年4月現在）のうち、東京都、23特別区、八丈町、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、臨海部広域斎場組合、東京二十三区清掃一部事務組合、公立大学法人首都大学東京、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの32団体です。

このように負担金が二本立てとなっている理由は、基金設立当時、休業期間中給与を支給していた団体と休業補償を実施していた団体とがあった経緯にかんがみ、基金設立に当たり、現状を尊重してそのまま制度化したためです。

3 負担金の算定

負担金の額は、定款で定める職務の種類による職員の区分(職種区分)に応じ、当該職務の種類ごとの職員に係る給与の総額に、定款(特別負担金は業務規程)で定める割合(以下「負担金率」という。)を、それぞれ乗じて得た額の合計額となっています。

これを式で表示すると次のようになります。

$$\text{負担金額} = [\text{職種区分ごとの給与の総額} \times \text{職種区分ごとの負担金率}] \text{の合計}$$

負担金率は、補償費、事務費及びその他の事情を考慮して職種区分別に定款及び業務規程で第1-1表のように定められています。

負担金の納付手続については、概算負担金及び確定負担金の制度がとられています。

ここでは、平成29年度中に行う事務として、29年度概算負担金と28年度確定負担金について説明します。(負担金事務の流れについては、第1-2表を参照してください。)

29年度概算負担金は、27年度決算に計上された職員の給与の総額に理事長が定める率を乗じ

た額を基に算出する負担金です。基金都支部の場合、各団体には4月5日までに基金都支部へ報告書を提出し、5月15日までに基金都支部へ負担金を納付することを依頼しています。ただし、都庁の各局等については、4月20日までに基金都支部へ負担金の納付をお願いしています。

また、28年度確定負担金は、28年度決算に計上された職員の給与の総額に基づいて算定する負担金で、各団体は確定負担金報告書を基金都支部に提出することとされており、これに基づいて既に納付された28年度概算負担金との差額を精算することになります。基金都支部の場合、各団体は9月10日までに基金都支部へ報告書を提出し、その精算については、不足分は9月30日までに各団体が基金都支部へ納付し、過納分は10月末に基金都支部が各団体へ還付することとしています。

第1-1表 職員の区分と負担金率

職員の区分	普通負担金率	特別負担金率
義務教育学校職員	千分の0.90	千分の0.07
義務教育学校職員以外の教育職員	千分の1.16	千分の0.13
警察職員	千分の3.16	千分の0.61
消防職員	千分の2.33	千分の0.15
電気・ガス・水道事業職員	千分の1.95	千分の0.11
運輸事業職員	千分の1.86	千分の0.37
清掃事業職員	千分の3.43	千分の0.82
船員	千分の3.77	千分の0.39
その他の職員	千分の1.09	千分の0.09

〔 普通負担金率－平成29年度以降適用
特別負担金率－平成29年度以降適用 〕

注 根拠法令 普通負担金率：地方公務員災害補償基金定款別表第2

特別負担金率：地方公務員災害補償基金業務規程別表第3

第1-2表 負担金事務の流れ

事務内容	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
概算負担金										
報告書提出及び負担金納付依頼	中旬頃									
報告書提出			5日							
納付期限（第1期分）			※20日	15日						
第2期分納付期限						31日				
第3期分納付期限										30日
確定負担金（翌年）										
報告書提出及び精算依頼						下旬頃				
報告書提出								10日		
納付期限								20～30		
還付日									31日頃	

※都庁各局等構成団体の納付期限

4 メリット制の概要

定款で定める負担金率は、職員区分ごとに全国一律ですが、任命権者の公務災害防止のための取り組みを促すことにより、公務災害の減少を図り、あわせて負担の公平も図るため、平成 22 年度から負担金の算定に係るメリット制が導入されています。

算定方法は、適用団体の職員区分ごとに過去 3 年間における負担金に対する給付費の割合からメリット増減率を算出し、前記 3 による従来の負担金算定額に、このメリット増減率を乗じることで算出します。

これを式で表示すると次のようになります。

$$\text{負担金額} = [\text{職種区分ごとの給与の総額} \times \text{職種区分ごとの負担金率}] \times \text{メリット増減率}$$

この制度によって、各職場において、公務災害防止への意識を向上させ事故を未然に防ぐことで、負担金の減額と財政負担の軽減が可能となりました。

メリット制の適用団体は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市、特例市、特別区、指定都市等加入一部事務組合等（指定都市、中核市又は施行時特例市を構成団体とする一部事務組合及び広域連合）となっており、基金都支部においては、都、23 区及び八王子市が対象となっています。

5 職種区分及び範囲

職員の区分に応ずる職員の範囲は、第 1－3 表のようになっています。

負担金という職種区分は、「船員」を除くと、日常業務で我々が使っている職種とは多少内容が異なっており、個人に着目するのではなく、事業、組織に着目して区分されています。（例：「清掃事業職員」は、清掃事務所に在籍する現業職員のみでなく、本庁・事務所で清掃事業の予算管理や事業計画等を所管する一般事務職員も含まれる。）

それぞれの職員区分の内容については、次のとおりです。

- (1) 「義務教育学校職員」とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小・中学部などの職員で、義務教育費国庫負担法第 2 条及び第 3 条の規定により国が、経費の一部を負担する者をいいます。具体的には、これらの学校職員のうち、教員、事務職員などはこれに該当しますが、給食作業員、学校用務職員などは除かれます。
- (2) 「義務教育学校職員以外の教育職員」とは、義務教育学校職員以外の公立学校職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く）の職員です。公立学校とは、地方公共団体が設置する学校教育法第 1 条に規定する学校をいい、各種学校は含まれません。具体的には、公立の大学、高校、幼稚園の教職員、公立小中学校の給食作業員、学校用務職員など及び教育委員会事務局、図書館、教育センターの職員などが該当します。
- (3) 「警察職員」とは、国家公務員とされている警視正以上の階級にある職員を除く警視庁の職員です。
- (4) 「消防職員」とは、消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員です。
- (5) 「電気・ガス・水道事業職員」とは、電気、ガス、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業に従事する職員です。
- (6) 「運輸事業職員」とは、鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨

物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいいます。

(7)「清掃事業職員」とは、清掃事業に従事する職員をいいます。これらの事業に従事している場合は、もっぱら事務に従事している職員であっても、すべて当該事業職員に含まれます。

(8)「船員」とは、船員法第1条に規定する船員である職員です。

(9)「その他職員」とは、上記職員以外のすべての職員です。

第1-3表 職員の区分と範囲

【職員の区分：定款第17条の2 職員の範囲：業務規程第33条】

職員の区分	職員の範囲	留意事項
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により、国が経費の一部を負担する職員	公立の義務教育諸学校の職員で、国がその経費の一部を負担するものをいう。 例：校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員（都道府県が定める定数に基づき配置される職員）
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員	例：公立の大学、高等学校、幼稚園等の職員、公立の小中学校の給食作業員、用務員などの職員、教育委員会事務局、図書館、教育センター等の職員
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）	
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員	
電気・ガス・水道事業職員	電気、ガス、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業に従事する職員	当該事業に従事している場合は、現業の仕事とは別にもっぱら事務に従事する職員であっても、すべて当該事業職員に含まれる。（例えば、交通局に所属する職員は、すべて「運輸事業職員」です。）
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員	
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員	
船員	業務規程第23条の2第1項に規定する船員（船員法第1条に規定する船員である法第2条第1項の職員）	
その他の職員	上記職員以外のすべての職員	